

埼玉県本庄農林振興センター（育休代替）会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

(1) 農産物の生産振興対策に関する事務

特に、経営所得安定対策に関すること

(2) 農産物の安心・安全に関する事務

特に、GAP(Good Agricultural Practices)の推進に関すること

(3) その他、食品表示に関する事など消費者施策等

※ (1)～(3)(1)～(3)全て補助事務ではありません。

最低限のPC操作スキルと農業に関する知識を有することが望ましい。

2 応募資格

(1) パソコン操作(Word、Excel、ZOOM、DocuWorks 等)の基礎的技能を有すること

(2) 普通自動車免許を有し、概ね週1回以上普通自動車等を運転していることが望ましい。

(3) 年齢・性別・学歴は問いません。

(4) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※ 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

農業振興事業等に関心がある者

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和6年4月1日から令和6年10月11日まで

(2) 勤務日数・勤務時間

週3日・週23時間15分(午前8時30分～午後5時15分(7時間45分勤務))以内

※休憩時間：正午～午後1時(60分)、 ※勤務日の割り振りについては応相談

(3)休日

土曜日、日曜日、国民の祝日

(4)休暇

本県の規定によります。

(5)報酬

日額：8,730 円～10, 600 円

(時間額：1,126 円～1,367 円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

県の規定によります。

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県本庄地方庁舎内 埼玉県本庄農林振興センター

所在地：〒367-0026 埼玉県本庄市朝日町 1-4-6

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1)応募は、令和6年2月13日(火曜日)【必着】までに次に記載の担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書様式に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)提出は、郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いかねます。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前9時から正午、午後1時から午後4時までです。
- (6)応募書類の返却はしておりません。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県本庄地方庁舎内の会場で令和6年2月21日(水曜日)に実施する予定です。日時及び場所については、面接予定日の概ね1週間前に連絡します。

(3) 最終合格

第二次審査後、速やかに第二次審査の受験者全員に結果を通知します。

※ 合格者に対しては、履歴書記載の卒業証明書や運転免許証などの提出を求めます。
なお、当方が定める期限までに提出できない場合は、合格を取り消される場合があります。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒367-0026 埼玉県本庄市朝日町1-4-6(埼玉県本庄地方庁舎2階)

担 当: 埼玉県本庄農林振興センター管理部 牟田口(むたぐち)

電 話: 0495-22-6156